

2021年 10月号
(令和3年)

発行 紀宝町商工会
編集 広報委員会

〒519-5713
三重県南牟婁郡紀宝町成川656
TEL 0735-21-6475
FAX 0735-21-6514

この会報は年3回発行します。
1月には町内全世帯に配布します。

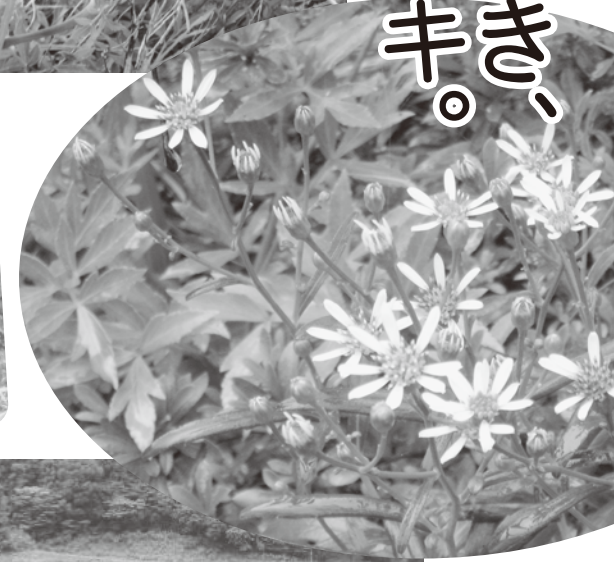
昼嶋ウウギ。



カワゼンゴ



猿の顔に見える岩の苔



キシウギク



HIRUSIMA

こんなに咲いたよ～自己主張する草花たち

パンデミック渦中の開催に、批判の声も多く聞かれたオリンピック、パラリンピックが、日本だからここまでできたと参加各国、関係組織の高い評価を受けるなか閉会しました。日々の行動が制限され家にこもるなか、選手の活躍にテレビの前に座る時間が多くなりました。

紀宝町でも時々感染者の発表がありました。新型コロナウイルスの終息はまだ見えませんが、全国のワクチン接種率が国民の60%を超えました。ばらつきはあるものの日々の感染発表も減少に移り、そろそろ制限も撤廃され経済も大きく動き始めるのかなと感じるこのごろです。

今年も天候不順で、各地で豪雨災害が続きました。一方季節は正確に進んでいます。昨年、月刊「SHOKOKOKAI」5月号で紹介され、世界遺産のパワースポットとして知られる浅里屋嶋では、酷暑にも長雨にも耐えた多くの秋咲の植物が、花芽をつけ次世代を残すため開花の準備を整えています。

パンデミック、気候変動等々何かと厳しい時代ですが、身の回りの草花に一度目を向けてみませんか。小さくても目立たなくても、生き残るため精いっぱい自己主張する姿に心とむひとときになると思います。

〈莊司健〉



キイトラッキョウ



リンドウ

ウミガメ公園へ 新しい仲間がやって来ました～

応募100件の中から命名された3匹のケツメリウガメが仲間入りしました。みなさ～ん! 私たちに会いに来てね～!!



ミカン



レモン



ポンカン

インボイスって、何？

適格請求書等保存方式

【インボイスの記載事項】

請求書

△△商事㈱
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイス制度の登録申請が今年10月1日より開始されます。

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス）制度が導入されます。導入に先立ち10月から適格請求書発行事業者の登録申請が始まります。

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、「適格請求書等保存方式」とも呼ばれます。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者としての登録手続きや、請求書、領収書等に必要事項を記載するなどの対応が必要となります。

したがって、インボイス制度の導入開始に向けて、自社が適格請求書発行事業者を選択するかどうかについて判断が必要になります。商工会では今後講習会や個別相談会を順次開催していきますのでご参加下さい。



紀宝町建設業組合の取り組み

紀宝町建設業組合は去る9月3日に地域への還元事業の一環として、町内の小学校、中学校へテント(3m×6m)を寄贈しました。各学校行事や地域での事業にご活用いただくことを望んでおります。

■三重県内の最低賃金
10月1日から

時間給
874⇒902円に

県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

早期発見 早期予防 年に一度の健康診断を!!

労働局の規定する検査項目に対応した健康診断を、四日市羽津医療センターの協力により下記の通り行います。ぜひこの機会に受診して下さい。

と き：令和3年11月9日(火) 午前中
と ころ：紀宝町商工会

費 用：7,169円(35~74才の社会保険被保険者)
18,865円(国保や上記扶養者の方)

申込先：10月15日(金)までに紀宝町商工会(TEL21-6475)へ。
その他：前立腺がん、卵巣がん、糖尿病、胃がん(ピロリ菌)、
脳梗塞、心筋梗塞発症リスク、アレルギー、肝炎ウイルスのオプション検査もすべて採血により検査できます。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済



シモチスポーツ



新しい
会員さんです
よろしく

創業73年の老舗 新企画や新商品も

新宮の駅前本通り商店街にある親子3代・創業より73年目！ いつも笑顔のシモチスポーツです。

各種スポーツ用品・ウェア類・体操服（矢渕中・うどの小・うどの幼・うどの保）の他、昨年度からは学生服・セーラー服も取り扱っております。また、テニス・バドミントンのガット張り、野球グローブの修理やメンテナンス、卓球ラケットのラバー張りなどもお任せください。

2ヶ月に1度、無料足裏測定会を開催しており、身体のゆがみや腰、ひざの痛み、外反母趾のお悩みを解消するインソールなどもおススメ！

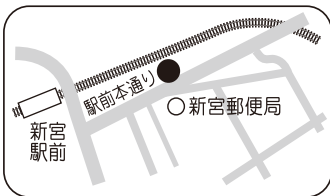
コロナ対策では息がしやすいジグマスクやテラヘルツ抗菌水などもお客様に喜ばれています。

お気軽にお越しくださいませ！



♪♪♫♪

代表	下地 松雄さん
住所	新宮市新宮7639
電話	0735-22-2480
営業時間	月～金 9:00～20:00
	土・日・祝 9:00～19:00
定休日	元旦・1月2日



ポニーテール

Aiの最新機種を導入 カラオケで笑顔に



お店を始めて35年になります。昨年、堺正章さんの番組「カラオケバトル」でお馴染みの最新機種「LIVE DAM Ai」を導入しました。この地域のカラオケ

喫茶では当店のみです。

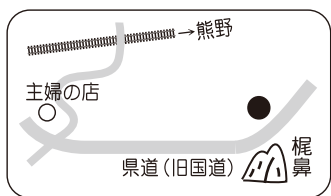
「音響がいいね」と言われるのが一番嬉しいのですが、お客様が楽しく時間を過ごしているのを見るのが毎日の糧となっております。

歌い放題やくじ引き等のお楽しみ企画も隔月行っておりますし、ドアを開けての換気と換気扇3台稼働、飛沫感染シート、消毒除菌等の感

染防止対策はもちろんですが、お客様からは「ここは明るくて広いから」とのお声を頂いておりますので、コロナ禍ですが気持ちよく安心してご来店頂ければと思います。



代表	板敷 コリさん
住所	紀宝町井田2189-115
電話	0735-32-0636
営業時間	土～水 12:30～17:30
	金 12:30～17:00
定休日	木曜日



農業と私



「自給自足」めざし、妻と二人三脚で

私は7年前に定年を迎え、農業に大きな関心があったことから（6次化産業に魅力を感じていた）、抵抗なく農業に入っていくことになりました。

『はぎファーム』を立ち上げ、みかんやレモン、野菜そして山菜等、一年中出荷できる体制を作り、それとともに加工品にも取り組み、規模は小さいが6次化産業として、生産・加工・販売を生業として妻と二人で営んでいます。

3月～5月にかけて、ぜんまい・わらび・イタドリ・竹の子等山菜の水煮加工販売、それと春野菜を出荷、6月～8月は夏野菜の出荷、9月～2月は秋野菜と冬野菜そしてみかん・レモンの販売です。みかんとレモンは全国に向かって直接消費者やスーパーなど業者へ販売しています。柑橘類の加工品（100%ジュース）は一年中取り扱っています。はぎファームの主力商品はみかん類ということもあり、10月～1月が繁忙期になります。

私は「自給自足」に魅力を感じており、現実的には100%の自給自足は無理であることは分かっていますが、1パーセントでも夢に近づけようと農業に取り組んでいるところです。

■萩野 進也■

女性部 だより



◆尾崎しほ子

女性部主張発表県大会に参加して

を高めるために」に決定！過去に主張発表を経験された方たちの原稿、事務局からの素原稿もいただき、話し合ったことをもとに原稿を作成してみたのですが、まあ自分が何も知らないということを実感するばかりでした。

コロナ禍でオンラインでの発表になりました。録画当日には事前に作成された紀宝町の紹介と発表者への応援メッセージを見せていただきました。集まったメンバーから「紀宝町って素晴らしい風景やねえ！」「うわー、きれい！！」などの声が上がりました。応援メッセージも発表者として大変ありがたくうれしく温かい気持ちになりました。みなさん、ありがとうございました！

発表後の審査の結果、中部ブロック大会への出場はかありませんでしたが大変貴重な体験をさせていただきましたし、私自身が一番勉強になったように思います。今後も災害がおこりませんようにと祈りつつ、備えもしながら、何よりコロナが収束をしたなら「おもてなしプラン」ツアーに参加して「三反帆」にゆっくりと揺られてみたいと今、心底思う私です。

注 目 事業者も「合理的配慮」の提供が義務になります 「障害者差別解消法」改正案が成立！

先頃、令和3年5月28日に国会で障害者差別解消法の改正案が全会一致で可決成立し、3年以内に施行されることになりました。

これまで、不当な差別的取扱い(※1)は民間事業者でも禁止されていましたが、障害者への合理的配慮(※2)は努力義務でした。それが、これからは障害のある人への合理的配慮も法的義務となりますので理解を深めて頂く必要があります。

障害ある人、ない人も、平等に生きる社会を

障害者差別解消法では、役所や会社、お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。合理的配慮とは、例えば、

- ①災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると伝えられたら、必要な情報を音声だけでなく、筆談や掲示板等で伝える。
 - ②段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。
 - ③障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。
- などです。

従って、障害のある方から、何らかの配慮を求められた場合は、負担になりすぎない範囲で社会的障壁(※3)を取り除く為に必要で合理的な配慮をしなければなりません。



《注釈の説明》

※1 不当な差別的取扱い

- ①お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で、断られた。
- ②アパートの契約をするとき、「私には障害があります」と伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- ③本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

※2 合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合に、その人の障害に合った必要な工夫や、やり方を相手から聞いて負担になりすぎない範囲でそれをするを合理的配慮といいます。

※3 「社会的障壁」

- ① 通行、利用しにくい施設、設備など
- ② 利用しにくい制度
- ③ 障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
- ④ 障害のある方への偏見など

〈藪本〉

思えば趣旨も何も理解しないまま言われるままにお引き受けをしました。作成していただいた原稿を頑張って読もう！と思っていたのですが、なかなかそう簡単にはいきませんでした。発表にあたり、前もって役員さんと事務局で意見交換をしました。

水害からちょうど10年ということもあり、当時の体験やその後の防災に関する女性部の活動などを話し合いました。テーマは「女性部活動に参加して」、サブテーマ「防災意識

を高めるために」に決定！過去に主張発表を経験された方たちの原稿、事務局からの素原稿もいただき、話し合ったことをもとに原稿を作成してみたのですが、まあ自分が何も知らないということを実感するばかりでした。

発表後の審査の結果、中部ブロック大会への出場はかありませんでしたが大変貴重な体験をさせていただきましたし、私自身が一番勉強になったように思います。今後も災害がおこりませんようにと祈りつつ、備えもしながら、何よりコロナが収束をしたなら「おもてなしプラン」ツアーに参加して「三反帆」にゆっくりと揺られてみたいと今、心底思う私です。

ともに始めよう

すべての世代が「働きやすい」職場づくりをめざして



育児休業は、法律で定められた労働者の権利ですが、会社や職場の理解不足により、さまざまなハラスメントが起っています。これらには、働く女性が妊娠・出産・育児に対して職場で精神的、肉体的にいやがらせを受ける「マタニティハラスメント(マタハラ)」と、働く男性が制度を活用し、育児参加することに対する精神的、肉体的ないやがらせを受ける「パタニティハラスメント(パタハラ)」があります。

マタハラ・パタハラは職場の就業環境を害し、労働者の能力発揮の妨げになる許されない行為です。妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、マタハラ・パタハラが発生する原因や背景となることから、事業主、管理職だけでなく、職場全体で未然の防止対策を進めることが求められます。

ともに支え合い助け合う「お互いさま」の職場づくりを進めていくことで、出産や育児のほか、家族の介護や、病気の際などに介護休暇などの制度が利用しやすくなり、子育て世代だけでなく、すべての世代が働きやすい職場づくりにつながります。自分の言動が相手を傷つけていないか、今一度普段の言動を見つめなおしてみましょう。

編集後記

●広報委員●

- 藪本道雄(委員長)
- 松原洋一(副)
- 萩野進也
- 庄司幸
- 須川久美
- 田中孝史
- 尾崎しほ子
- 尾崎友和
- 山瀬千太郎
- 森まりか
- 木平幸秀
- 玉置美紀
- 近藤昌太

🍂 夜色秋光飛雪の滝——「更けゆく夜の色と秋の月光とが、飛雪の滝に満つ」——静かな秋の夜気を心ゆくまで覗いっばいに吸い込み、安らかに過ごしたい。そんな日が待ち遠しいものです。(藪本)

🍂 感染爆発でこんな田舎までコロナの波が押し寄せてきて、本当に大変な事になってしまいました。政府の後手後手の対策で経済は疲弊して、日々の生活でも皆が精神的にも疲れてしまって、もう押えが効かない状態で、これからどうなるのだろうと不安になります。一日も早く収束してくれる事を願うばかりです。(須川)

🍂 やっと涼しくなりましたが、まだ暑さが残っていますね。熱中症に気をつけてください。(尾崎友)

🍂 休日の外出が減少したのでスマホが私の遊び相手になりました(笑)情報満載で何時間でも飽きずに過ごしてしまうのに少し不安になる今日この頃です。(玉置)

🍂 食欲の秋、テイクアウトでおうち時間を楽しみます！(近藤)